

地籍調査に伴う調査・測量業務委託  
(帯那第三地区)

仕 様 書

令和6年5月

まちづくり部地籍調査課

# 地籍調査に伴う調査・測量業務委託（帯那第三地区）仕様書

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 本仕様書は、甲府市が国土調査法に基づき実施する「地籍調査に伴う調査・測量業務委託（帯那第三地区）」における、業務内容・成果品等を定めるものである。

### （準拠する法令等）

第2条 本業務の実施にあたっては、本仕様書、業務委託契約書のほか、次の法令等に基づくものとする。

- （1）国土調査法（昭和26年法律第180号）
- （2）国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- （3）国土調査法施行規則（平成22年国土交通省令第50号）
- （4）地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
- （5）地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- （6）地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
- （7）地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- （8）地籍調査事業（外注）実施要領（平成15年国土国第504号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- （9）甲府市契約規則
- （10）その他関係法令及び通達

### （作業計画）

第3条 受注者は、本業務の実施にあたり、契約締結後14日以内に次の内容を記載した作業計画書を発注者に提出し、その承諾を得るものとする。

- （1）業務内容
- （2）実施方針
- （3）作業工程
- （4）作業組織計画
- （5）使用機器の種類、名称及び製造番号（検定証明書を添付）
- （6）個人情報管理計画

(7) 安全管理計画

- 2 作業計画書の重要な内容を変更するとき、受注者は理由を明確にしたうえで、その都度発注者に作業計画書を提出しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

- 第4条 現場代理人及び主任技術者は、測量法（昭和24年法律第188号）第49条に基づき登録された測量士であることとし、作業に従事する者を含め従事者名簿を提出するものとする。
- 2 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(個人情報の取り扱い)

- 第5条 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱を適正に行わなければならない。
- 2 受注者は、個人情報保護のため、JIS Q 15001の要求事項を実施できる体制を確立し、業務着手までに運用を開始すると共に、実施状況について発注者の確認を受けること。

(土地立入証)

- 第6条 受注者は、本業務の実施にあたり、発注者が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく土地立入証を常時携帯し、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。
- 2 受注者が調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合はこの限りでない。
- 3 第1項の立入証は、受注者の請求により発注者が貸与し、受注者は、業務終了後速やかに発注者に返却するものとする。

(損害の補償)

- 第7条 本業務の実施にあたり、受注者が第三者に与えた損害は、受注者の責任において補償するものとする。
- 2 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(工程管理及び検査)

- 第8条 受注者は、作業計画書に基づき、作業工程の円滑な推進に努め、作業の進捗状況を随時発注者に報告し、業務内容に変更が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い指示に従うこと。
- 2 本業務中に作成する各種書類は、業務の中途において実施する工程検査に備えるよう日常

から整理すること。

- 3 受注者は、地籍調査事業工程管理及び検査規程に従い、工程ごとに発注者が指定する帳票等を提出し、検査を受けなければならない。
- 4 受注者は、第2条の準拠する法令等中に定められた「やむを得ない場合」を適用するとき、又は「標準」とされる制限範囲を超えて作業を行うときは、発注者と協議を行い、発注者の承諾を得ること。
- 5 第1項、第4項において協議をした事項、その他協議・打合せをした事項は、業務打合せ簿に記録し、発注者に提出すること。

#### (紛争の回避)

第9条 受注者は、本業務の実施にあたり、次に掲げる事項に十分留意し、紛争の回避に努めなければならない。

- (1) 交通及び保安上問題が生じる恐れがある場合は、あらかじめ関係諸官庁等と十分な協議を行い実施すること。
- (2) 業務従事者は、常に言動には十分注意し無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに発注者に報告すること。

#### (業務実績情報の登録)

第10条 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから発注者にメール送信し、発注者の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

#### (成果品の帰属)

第11条 本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく使用してはならない。

#### (成果品の不適合)

第12条 受注者は、業務終了後であっても、国土調査法第19条第2項による成果の認証が終了するまでの間、技術的に不適当な測量、現地調査と成果品とのかい離等、契約の内容に適合しないものがある場合は、受注者の負担において訂正、再測量を実施しなければならない。

(疑義の解決)

第13条 本仕様書及び業務において疑義が生じた場合又は明記されていない事項が生じた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、業務を遂行するものとする。

(業務上知り得た情報の守秘義務)

第14条 受注者は、この契約による委託業務に関して知り得た情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 前項は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約による委託業務に従事しなくなった者及び退職等により受注者の従業員でなくなった者についても適用される。

## 第2章 業務概要

(業務範囲)

第15条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 調査区域 甲府市下帯那町の一部
- (2) 調査面積 0.43 km<sup>2</sup>

(測量方法、精度等)

第16条 測量方法、精度等は、次のとおりとする。

- (1) 測量方法 地上法
- (2) 精度 甲3
- (3) 縮尺 1/500

(業務内容)

第17条 本業務は、国土調査法に基づく地籍測量作業及び一筆地調査作業を地上数値法により実施するものとする。

- 2 業務内容は、次のとおりとする。
  - (1) 地籍図根三角測量 (C工程)
  - (2) 一筆地調査 (E工程)
  - (3) 細部図根測量 (F I工程)
  - (4) 一筆地測量 (F II-1工程)

(資料の貸与)

第18条 発注者は、本業務の実施に必要な資料を受注者に貸与し、受注者は業務終了後速やかに返却するものとする。

2 受注者は、前項の資料を本業務の目的以外のために使用、複写等してはならない。また、資

料を破損、汚損、紛失することがないように、その取扱いに十分注意するものとする。

(地籍図根三角測量)

第19条 受注者は、次の定めに従い地籍図根三角測量を行うものとする。

- (1) 地籍図根三角点の選定にあたっては、発注者と受注者で事前に協議し、発注者の承認を得ること。
- (2) 地籍図根三角点に設置する標識の規格は、発注者との協議のうえ決定すること。
- (3) 標識を設置する前に、当該土地所有者の承諾を得ること。
- (4) 当該調査区域に隣接又は近接する地区に設置済みの地籍図根三角点利用する場合は、隣接又は近接する地区との整合性を図ること。

(作業進行予定表)

第20条 受注者は、作業進行予定表を作成し、発注者に提出するものとする。その内容を変更したときも同様とする。

- 2 現地調査が円滑に行えるよう、受注者は発注者ととも事前に関係機関等と十分に協議、調整を行い、その結果を作業進行予定表に反映させるものとする。

(調査図素図)

第21条 受注者は、次の定めに従い調査図素図作成を行うものとする。

- (1) 調査図素図は、発注者が貸与する登記所地図その他の資料を基に作成すること。
- (2) 調査図素図には、登記所地図から測定した国有地の幅(30cm単位切り捨て)を表示すること。

(地元説明会)

第22条 受注者は、地元説明会の開催日時、開催場所等について発注者と十分な協議を行い、対象区域内の地権者及び利害関係人等に対し、通知を送付するものとする。

- 2 受注者は地元説明会に同席し、発注者と協力して地籍調査の意義、必要性、現地調査にあたっての留意事項等を説明会参加者が十分に理解できるよう努めるものとする。

(一筆地調査)

第23条 受注者は、次の定めに従い一筆地調査を行うものとする。

- (1) 受注者は、発注者が提供した情報を基に地籍調査票を作成すること。
- (2) 現地調査の通知について、鑑文は発注者が作成し、添付資料の作成及び土地所有者等への郵送は受注者が行うこと。
- (3) 受注者は、発注者が定めた単位区域ごとに作業班を編成し、各区域を同時に調査すること。

- (4) 作業班には班長及び副班長を置くこと。班長と副班長の兼任及び班長又は副班長と他班の班長又は副班長との兼任は不可とする。
- (5) 班長は、測量法第 49 条に基づき登録された測量士の資格を有する者とし、副班長は、測量士又は測量士補の資格を有する者とする。
- (6) 現地調査の実施方法等については、事前に発注者と協議し、問題又は疑義が生じたときは発注者の指示に従うこと。
- (7) 現地調査により境界を確認できない場合は、その旨を土地所有者等に通告すること。また再立会を行う場合は速やかに対応するとともに、発注者の指示に従うこと。
- (8) 再立会は、一筆地調査と平行又は一筆地調査の終了後に速やかに行うこととし、一筆地調査時の班長又は副班長が作業を行うこと。

#### (地籍細部測量)

第 2 4 条 受注者は、土地所有者等の確認が得られた筆界点の一筆地測量を、2 月下旬までに行うものとする。

#### (成果品)

第 2 5 条 各工程における記録及び成果品は、次の各号に定めるとおりとする。なお、成果品の様式等は「地籍測量及び地積測定における記録及び成果の記載例」によるものとし、発注者の指示に従い提出すること。

##### (1) 地籍図根三角測量 (C 工程)

- ・基準点等成果表
- ・地籍図根三角点選点手簿
- ・地籍図根三角点選点図 (準則第 50 条)
- ・地籍図根三角点平均図 (準則第 50 条)
- ・地籍図根三角測量観測計算諸簿
- ・地籍図根三角点網図 (準則第 52 条)
- ・地籍図根三角点成果簿 (準則第 52 条)
- ・地籍図根三角測量精度管理表
- ・標識の設置状況写真

##### (2) 一筆地調査 (E 工程)

- ・調査図素図 (一筆地調査前に提出すること。)
- ・調査図
- ・地籍調査票
- ・立会処理簿 (未立会土地一覧表を含む)
- ・一筆地調査完了報告書 (集計表)

##### (3) 細部図根測量 (F I 工程)

- ・細部図根点選点図
  - ・細部図根測量観測計算諸簿
  - ・細部図根点網図（準則第 67 条）
  - ・細部図根点成果簿（準則第 67 条）
  - ・細部図根測量精度管理表
- (4) 一筆地測量（F II - 1 工程）
- ・一筆地測量観測計算諸簿
  - ・筆界点成果簿（準則第 74 条）
  - ・一筆地測量精度管理表

(電子納品)

第 26 条 成果品は、「地籍調査成果電子納品要領」及び「地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン」に基づき電子化し、CD-R 又は DVD-R のいずれかの媒体に格納し、正副各 1 枚を納品するものとする。

(検査等)

第 27 条 受注者は、成果品の出来映え等について、次の各号に定める検査を受けなければならない。

- (1) 各工程終了後の発注者による検査
  - (2) 山梨県による認証者検査
- 2 主任技術者は、前項に定める検査に立ち会わなければならない。ただし、発注者が立ち会いを不要と判断した場合は、この限りでない。
- 3 発注者は、第 1 項の定めによる検査を実施する場合は、速やかに関係機関等との連絡調整を行い、検査の日時その他必要な事項を受注者に通知する。
- 4 受注者は、第 1 項第 1 号に定める検査において、検査を実施する者の指示により、検査に必要な作業及び検査に必要な資料の提示を行わなければならない。
- 5 受注者は、第 1 項の定めにより検査を受けた結果、本仕様書に適合しないものとして修正の指示を受けたときは、速やかに修正し、再検査を受けなければならない。